

H28. 3. 27 ~ H28. 5. 28

ドローンの飛行規制

～ 志摩市賢島周辺地域等での飛行禁止 ～

ドローンやラジコンヘリ等、小型無人機の飛行が
三重県条例で規制されます。

平成28年1月27日、「伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例」が施行されました。

この条例により、ドローンやラジコンヘリコプター、ラジコン飛行機等の小型無人機の飛行が規制されます。

飛行規制期間に飛行規制場所で許可なく小型無人機を飛行させた場合は、罰則が科せられますので、ご注意ください。



伊勢志摩サミット
三重県民会議

三重県雇用経済部
伊勢志摩サミット推進局
サミット開催支援課

三重県津市栄町二丁目380番地
HOWAビル津4F

電話: 059-253-5493
FAX: 059-253-5498

<http://www.pref.mie.lg.jp/miesummit/>

志摩市賢島周辺等で ドローンの飛行が規制されます。



規制期間

H28.3.27～H28.5.28

伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象地域周辺施設上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

【規制の目的】

この条例は、伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人への危険を未然に防止し、もって会議の円滑な実施、良好な国際関係の維持及び地域の安全の確保に資することを目的としています。

規制の内容

【規制対象】

小型無人機を
飛行させている者
飛行させようとしている者

【規制する機器】

小型無人機（飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。）

【規制期間】

平成28年3月27日から同年5月28日までの間

【規制場所】

- (1) 志摩市賢島内の円山公園内の四等三角点を中心として1.500mの半径を有する円内の地域（海域を含む。）
- (2) 知事の指定する対象施設、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲300mの地域

【許可制度】

住民生活を送るうえで真にやむを得ない場合は、飛行許可をする方針です。
飛行させようとする日の40日前までに申請が必要です。

【罰則】

許可なく小型無人機を飛行させた場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

